

6月定期総会 会議録

会議の開催日時 令和7年6月11日（水）13時30分 ～ 14時20分

会議の開催場所 彦根市役所 会議室5-1、5-2

会議の内容

議第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請

議第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

議第27号 非農地判断の可否の決定について

出席農業委員は下記のとおり

- | | |
|------------------|------------------|
| 1 大西 太郎 | 11 澤田 勘一(副会長) |
| 2 辻 宏(Bブロック長) | 12 中川 嘉和 |
| 3 田中 金二(会長) | 13 辻野 久和(Aブロック長) |
| 4 高田 克己 | 14 田附 隆司 |
| 5 吉岡 巳津夫 | 15 林 敏 |
| 6 北村 文尾 | 16 濱村 功 |
| 7 伴 孝子(副会長) | 17 疋田 菜穂子 |
| 8 北川 悟 | 18 西川 末美 |
| 9 小林 爲夫 | 19 月田 晴男 |
| 10 松宮 秀治(Cブロック長) | |

地区担当委員として出席した農地利用最適化推進委員は下記のとおり。

- | | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 9 面田 忠彦 | 11 西澤 育男 | 13 杉本 久夫 | 18 木村 正彦 |
| 19 前田 善隆 | | | |

会議に出席した事務局員は下記のとおり。

局長 林 達也 副主幹兼係長 若園 基史 副主査 八木 貴大

当日の記録係

副主幹兼係長 若園 基史

○ 議長（田中 金二）

ただいまから6月定期総会を開会いたします。本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

(会長挨拶)

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

6 北村 文尾

なお、本日の議案にかかる立会報告および案件説明のため、推進委員の

9 西田 忠彦 11 西澤 育男 13 杉本 久夫 18 木村 正彦
19 前田 善隆

に出席いただいておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、私から指名させていただきます。15番 林 敏 委員、16番 濱村 功 委員にお願いいたします。

それでは、会長経過報告をさせていただきます。

(会長経過報告)

それでは、今月の転用許可申請に係る現地調査は、対象案件がなかったため現地調査は実施しておりません。詳細については、追って事務局から説明します。

○ 議長 (田中 金二)

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。事務局から議題の朗読をお願いします。

○ 事務局 (若園 副主幹)

議第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請

議第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

議第27号 非農地判断の可否の決定について

○ 議長 (田中 金二)

【3条申請審議】

それでは、議第25号農地法第3条第1項の規定による許可申請を議題として取り

上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹）

3条 1番案件

申請地は、農業振興地域内、農用地区域外、白地の農地。場所は、伊関商会彦根支店から約400m南に位置します。

譲渡人は、高齢でかつ農業後継者もないため、将来的に作付けや農地の適正管理が困難であることが明らかであるため、農地の買手を探していたところ、この度、譲受人と売買する話がまとまりました。

譲受人は、以前、申請地を耕作していた経緯もあり、今回、再び譲渡人から売り渡したい旨の申し出があり、購入を決めたもの。

既に現地には梅やかんきつ類の苗木が定植されており、自宅から申請地までは徒歩3分と近隣であることから常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、前田 善隆 推進委員、疋田 菜穂子 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 前田 善隆 推進委員

譲受人が20年程前から既に譲渡人から管理を依頼されていた経緯がある。既に現地に果樹が定植されている。

○ 疋田 菜穂子 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、2番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹）

3条2番案件につきまして、説明させていただきます。

3条 2番案件

申請地は、市街化区域の農地です。譲渡人は、高齢となり農地が適正に管理することが難しくなってきたところ、孫にあたる譲受人は、これまで耕作した経験はありませんが、野菜も高騰する中、野菜を自ら作付けし自家消費用に耕作したいとのことで贈与する話がまとまりました。

譲受人は自宅から申請地までは徒歩 5 分ほどと近隣であることから常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、木村 正彦 推進委員、吉岡 巳津夫 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 木村 正彦 推進委員

事務局の説明のとおり。

○ 吉岡 巳津夫 委員

畑として利用されるとのことで問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

ー 異議なし ー

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、3番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹）

3条 3番案件

申請地は、金田町集落内の農業振興地域内、農用地区域外、白地の農地です。譲渡人は、高齢者夫婦のみで生活しており後継者も不在であり農地の適正管理もでき

ないことから農地を手放したいと考えていたところ、申請地の隣地所有者である譲受人に贈与する話がまとまりました。

譲受人は、同町内のお寺のご住職で定年退職後に時間に余裕が出てきたため、野菜作りを始めようと思っていたところ、無償で譲渡するため引き受けてほしい旨の申し出があったため、引き受けることにされました。

譲受人の自宅から申請地まで約100mと近隣であり常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和と要件について問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、西澤 育男 推進委員、大西 太郎 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 西澤 育男 推進委員

事務局の説明のとおり。

○ 大西 太郎 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

【5条申請審議】

続きまして、

議第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

5条 1番案件

今年2月総会で許可となったキャンプ場の追加分です。3月にあった追加分と説明

がほぼ同じとなりますので、ある程度割愛しながら進めさせていただきたいと思います。

また、本件にかかる現地確認につきましても3回目でしたので、澤田副会長および立会予定委員さん、担当委員さんにご相談させていただき、省略をさせていただきました。

転用目的はキャンプ場、売買による所有権の移転を伴います。

キャンプ場エリアは湖岸道路沿い、新海町のローソンの一本西側の道路沿いの琵琶湖側一体。管理事務所はローソンの隣。一帯はいずれも市街化調整区域、農業振興地域外の農地となっています。

まず、立地基準についてですが、甲種、第1種から3種までのいずれにも該当しないその他農地と分類されることから、第2種農地扱いとなります。第2種農地は代替性があれば転用が許可できませんが、既存許可分の拡張であり、転用済の土地の間を埋めるものになりますので、代替性はなく、許可可能と考えられます。

現場周辺では雑木の伐採程度ですが、一部で土地の整備が始まっています。

一般基準につきましては、従前の許可と同様になりますので割愛します。現在の状況ですが、スクリーンに赤で示した部分が今回の転用部分。緑がすでに転用許可済の部分です。

残りの部分については引き続き価格交渉や相続登記をされている部分で、いずれ総会に上がってくるものと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、面田 忠彦 推進委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 面田 忠彦 推進委員

特に問題ありません。

○ 濱村 功 農業委員

キャンプ場の開業時期の見通しなど今後の事業計画は。

○ 事務局（八木 貴大）

開業時期の把握はしていない。現在は、都市計画課と給水や電気に関する整備について協議している。改めて転用事業者には、営業開始時期など事業の見通しを確認したい。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

【非農地判断の可否の決定について】

続きまして、議第27号 非農地判断の可否の決定について、を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

非農地 1 番案件

場所は、国道8号線の東沼波町信号から西に150mほど。近江鉄道と一級河川平田川に完全に囲まれています。市街化区域の農地です。

所有者によると半世紀以上前には父親が田として使っていた記憶があり、その後はどなたか別の耕作者にお願いしたが、平田川に機械が落ちてからその方も辞められ、山林になったとのことです。

今も芹川沿岸土地改良区の受益地であるため、そこから抜ける手続きと共に、現況の山林に合わせて手続きをしたいということで申請に至りました。

なお、非農地判断が認められた後も売却などの意向はないということです。売却しようとしたら断られたとのことで、せめて税や毎年かかる負担を最小限にされたいと思い申請されました。

次に、国土地理院の航空写真です。一番古い昭和21年は耕作されています。次の昭和57年で少し怪しくなりまして、平成23年には完全に山林となっているようです。

次に現地写真です。ここだけ独立して山林化しています。

周辺同様宅地開発があれば含まれそうなものですが、河川と鉄路に囲まれていることで法令関係の手続きが非常に困難であり、付け替え等がそう簡単にできるものではありません。このため浮島のように残ってしまっているものです。

以上、山林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であることが明らかであるため、非農地判断を行うことは可能と思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、杉本 久夫 推進委員、 高田 克己 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 杉本 久夫 推進委員

特に問題ありません。

○ 高田 克己 委員

事務局の説明のとおり問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては非農地判断を認める決定とします。

推進委員も含めた審議案件は以上となります。推進委員の皆さんは、ご退席いただいても構いませんし、またご都合が許す方については引き続き定期総会にご参加いただいても構いません。

— 推進委員退室 —

続きまして、報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

報告第15号 農地賃貸借の解約通知報告 今月は28件

報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告 今月は5件

報告第17号 農地使用変更届出報告 今月は1件

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。

ご質問も無いようですので、報告事項については終わります。

続きまして、局長専決報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

局専報告第11号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出報告

件数は1件 面積は122 m²です。

局専報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出報告
件数は9件 面積は8,308.67 m²です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。質問が無ければ局長専決報告事項の報告については終わります。

それでは、慎重に審議いただきありがとうございました。これをもちまして、6月定期総会を閉会させていただきます。ご苦労さまでした。

この後、役員会がありますので、担当の委員はお残りください。